

設計業務等委託契約に係る 設計変更ガイドライン

令和 6 年 11 月

西予市総務部財政課契約監理室

改定履歴

改定日	内容
令和 6 年 11 月 1 日 ※令和 6 年 12 月 1 日以降に当初設計 を行う設計業務等に適用	策定

目 次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	適用	1
3	設計図書作成時の留意点	1
4	設計変更時の留意点	1
5	設計変更の対象とならないケース	1
6	設計変更の対象となり得るケース	2
7	設計変更フロー	5

1 ガイドライン策定の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）」においては、発注者の責務として、「適切に施工条件を明示するとともに、必要と認められるときは、適切な設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されており、公共工事に関する調査、測量及び設計業務についても、品確法の趣旨を踏まえ、適切に実施することとされている。

このガイドラインは、品確法に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的とする。

2 適用

このガイドラインは、西予市が発注する設計業務等（測量業務、地質調査業務、設計業務及び調査・計画業務）の設計変更及び契約変更に適用する。

3 設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要となる。

（１）現場条件等の確認

発注者は設計図書の作成に先立ち業務箇所の現場に臨場し、業務に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

（２）条件明示の必要性

履行条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで制限を受ける履行条件等を適切に把握し、実情に即した積算を実施するとともに、業務内容等に応じて、設計図書のなかで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約に基づき、適切に対応するものとする。

4 設計変更時の留意点

業務の履行に伴い生じる業務の変更や追加については、契約の同一性を失わない範囲で適切に「指示、承諾又は協議書」により指示等を行い、適切な設計変更を行わなければならない。

そのためには、業務の進捗に伴い生じた諸々の変更業務や追加業務について、その都度、費用及び履行期間の契約上の取扱いを明確にしておく必要がある。

また、業務途中において変更契約見込額が適切に把握されず、最終変更時に予算を超過するなどの理由で適切な変更がなされないようなことがないよう、大幅な増減が見込まれる場合等、必要に応じて受注者に変更数量の提示を求め、「指示、承諾又は協議書」による指示時に概算金額を把握しておく必要がある。

5 設計変更の対象とならないケース

業務委託契約約款（以下「約款」という。）第 27 条（臨機の措置）による対応の場合を除き、次の場合においては、原則として設計変更できない。

- （１）設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
- （２）発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答前に業務を実施した場合
- （３）「承諾」で業務を実施した場合
- （４）約款（第 18 条から第 21 条まで及び第 23 条から第 26 条まで）に定められた所定の手続を経していない場合
- （５）正式な書面による指示等がないまま業務を実施した場合（口頭のための指示等）。

6 設計変更の対象となり得るケース

(1) 約款第 18 条に該当 (条件変更等)

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。(3) 設計図書の表示が明確でないこと。(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

【事例】

- ①第 1 項第 1 号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ②第 1 項第 2 号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ・貸与された資料を確認したところ、契約数量に誤りがある場合
 - ・必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がない場合
 - ・条件明示する必要があるにもかかわらず、設計を進めるのに必要な関係機関との協議資料に関する条件明示がない場合等
- ③第 1 項第 3 号 設計図書の表示が明確でないこと。
 - ・同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない場合
 - ・設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確である場合
 - ・既設計で記載されているはずの座標値が設計図に記載されていない場合
 - ・関連する他の業務等との業務範囲が明確でない場合等
- ④第 1 項第 4 号 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - ・現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合
 - ・詳細な地質調査の結果や詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更しなければならなくなった場合
 - ・業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合
 - ・予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、業務の続行ができなくなった場合
 - ・関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行ができなくなった場合
 - ・業務を進めるに当たって、関係機関との協議を並行して行った結果、協議相手からの要望により設計を変更しなければならなくなった場合
 - ・その他、新たな制約等が発生した場合等
- ⑤第 1 項第 5 号 設計図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - ・自然生態上の貴重種の発見や新たな履行条件とならざるを得ない地元関係者からの要求があっ

た場合等

(2) 約款第 19 条に該当 (設計図書等の変更)

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示 (以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。) の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

発注者が必要であると認め、設計図書等の内容を変更する場合

(3) 約款第 20 条に該当 (業務の中止)

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下この条及び第 29 条において「天災等」という。) であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

発注者が業務の全部又は一部を一時中止させた場合

【事例】

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- ・ 環境問題等の発生により業務の続行ができない場合。
- ・ 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した、又受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行ができない場合等

(4) 約款第 21 条に該当 (業務に係る受注者の提案)

(業務に係る受注者の提案)

第 21 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により、設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

受注者から代替方法等の提案がされ、発注者が認めた場合

(5) 約款第 23 条に該当 (受注者の請求による履行期間の延長)

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 23 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者が発注者に履行期間の延長変更を請求し、発注者が認めた場合

【事例】

- ・ 第三者の土地への立入り許可を得るのに時間を要した場合

- ・天災等により業務の履行に支障が生じた場合等

(6) 約款第 24 条に該当（発注者の請求による履行期間の短縮等）

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第 24 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

発注者が履行期間の短縮変更を受注者に請求した場合

(7) 指示書への概算金額の記載について

発注者からの指示又は受発注者間の設計変更協議に基づき契約変更に先立って、受注者に作業を行わせる場合は、必ず書面にて指示を行うこと。また、変更追加指示が新規工種の場合は指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。

ここで記載する概算金額（業務委託料の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。なお、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載を省略できるものとする。

7 変更設計フロー

約款第 18 条関係

